

5 カルテ開示、診断書交付

事例 01：カルテ開示について教えてほしい

カルテ開示義務についての法制度みたいなものがあると聞き及んでいるが、本当にあるのか教えてほしい。

また、これまでに複数の医療機関に診てもらったが、それぞれにカルテ開示を求めてよいか。

キーワード：カルテ開示、診療情報、個人情報保護法、民法

【医療安全相談センターでの対応】

カルテの情報は、「個人情報の保護に関する法律【※注1】」の「保有個人データ」にあたるため、本人の求めに応じ原則として開示しなければならない。よって、必要に応じ医療機関に申し出るよう伝えた。あわせて、開示に係る費用や情報の保存年限についても説明した。

【コメント】

○センターの対応に対して

◇ 相手方の目的によっては、更なる説明が必要となるので、もう少し質問をしてその真意を探る必要があった。

<想定される相談者の目的とその対応>

- 自分自身が医療に参加するために自己の診療情報を知りたい場合
⇒ 遠慮せず、積極的に勧める。医療機関側の対応が消極的であれば、再度、医療安全相談センターへ相談するよう勧める。
- 医療過誤の恐れがあり、証拠として使いたい場合
⇒ 裁判所への証拠保全の申立手続が事前に必要となるので、弁護士への相談が必要となってくる。

◇ 相談者がうまく先方に用件を伝えることができない場合、あるいは、医療機関によっては適切に対応してもらえない場合も想定されるため、医療機関に依頼するよう助言するだけでなく、医療機関の対応に問題があった場合には、再度、当センターに相談するよう助言をしておくべきである。

○医療機関の対応に対して

◇ カルテ開示の請求があった場合は、患者に不信感を与えないよう可能な限り速やかに開示する必要があると考えられる。

なお、カルテ開示に関しては、個々の医療機関の内規に従って、開示請求が可能か判断されるため、開示可能な情報の保存年限や、手続きに一定の時間を要する理由などの補足説明を行うことにより、患者に余計な不信感を与える事を防ぐことになる。

○その他

- ◇ 民法【※注2】上にも開示義務の条項がある。
- ◇ 「7 個人情報保護法」の事例01（P65～72）も参照下さい。

【※注1】個人情報の保護に関する法律（抜粋1/2頁）

◎ 第24条（保有個人情報に関する事項の公表等）

個人情報取扱事業者は、保有個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- 二 すべての保有個人情報の利用目的（第18条第4項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
- 三 次項、次条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（第30条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人情報の利用目的が明らかでない場合
- 二 第18条第4項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

◎ 第25条（開示）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人情報については、同項の規定は、適用しない。

【※注1】 個人情報保護に関する法律（抜粋2/2頁）

◎ 第26条（訂正等）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

◎ 第27条（利用停止等）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

【※注2】 ◎ 民法 第645条（受任者による報告）

受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

★ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（抜粋）

（平成16年12月24日厚生労働省（最終改正平成22年9月17日））

○ Ⅲ医療・介護関係事業者の義務等

6. 保有個人データに関する事項の公表等（法第24条）

【法の規定により遵守すべき事項等】

・医療・介護関係事業者は、保有個人データに関し、(ア)当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、(イ)すべての保有個人データの利用目的（法第18条第4項第1号から第3号までに規定された例外の場合を除く）、(ウ)保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の手続の方法、及び保有個人データの利用目的の通知又は開示に係る手数料の額、(エ)苦情の申出先等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければならない。

・医療・介護関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、上記の措置により利用目的が明らかになっている場合及び法第18条第4項第1号から第3号までの例外に相当する場合を除き、遅滞なく通知しなければならない。

・医療・介護関係事業者は、利用目的の通知をしない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

・法施行前から保有している個人情報についても同様の取扱いを行う。

【その他の事項】

・医療・介護関係事業者は、保有個人データについて、その利用目的、開示、訂正、利用停止等の手続の方法及び利用目的の通知又は開示に係る手数料の額、苦情の申出先等について、少なくとも院内や事業所内等への掲示、さらにホームページ等によりできるだけ明らかにするとともに、患者・利用者等からの要望により書面を交付したり、問い合わせがあった場合に具体的内容について回答できる体制を確保する。

○ 7. 本人からの求めによる保有個人データの開示（法第25条）

（1）開示の原則

医療・介護関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

（2）開示の例外

開示することで、法第25条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。具体的事例は以下のとおりである。

（例）

・患者・利用者の状況等について、家族や患者・利用者の関係者が医療・介護サービス従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者・利用者自身に当該情報を提供することにより、患者・利用者や家族や患者・利用者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合

・症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

※個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要である。また、保有個人データである診療情報の開示に当たっては、「診療情報の提供等に関する指針」の内容にも配慮する必要がある。

【その他の事項】

・法定代理人等、開示の求めを行い得る者から開示の求めがあった場合、原則として患者・利用者本人に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。

・医療・介護関係事業者は、保有個人データの全部又は一部について開示しない旨決定した場合、本人に対するその理由の説明に当たっては、文書により示すことを基本とする。また、苦情への対応を行う体制についても併せて説明することが望ましい。

事例 02：診断書の内容を確認させてくれない

病気で長期休職していたが、この度、復職することになり、会社より“封をした状態”で診断書を提出するように言われた。

医療機関に診断書を発行してもらおう際、自分の確認用として診断書の写しも後で交付するよう求めたが、未だに交付されない。担当医に説明を求めたが、交付しない理由も要領を得ない。診断書は本人に交付されないものなのか。

キーワード：診断書・証明書、医師法、法令違反

【医療安全相談センターでの対応】

医師法第19条第2項〔※注〕に診断書の交付に應ずる義務が定められている。医療機関に法で規定されている旨を話して、診断書の交付を求めるよう助言した（1）。

それでも交付されない場合には「正当な理由」等があるかについて問い合わせることを勧めた。

もし、医療機関が適切な説明を行わず、交付しない場合には、当センターに再度相談するよう伝え、当センターから先方に対し、交付しない理由等を問い合わせる構わないことも追加説明（2）した。

【コメント】

○センターの対応に対して

- （1） “法に規定されていること”を医療機関側に明確に伝えるよう助言することは重要である。相談者が法に規定されている事項として対応を求めることで、医療機関側の対応はより慎重で丁寧になり、両者の話し合いがスムーズになることが多い。
- （2） 相談者がうまく相談できず、先方が適切な対応をしてくれなかった場合を想定し、医療安全相談センターに再度相談するように助言しておくことは非常に適切な対応である。

○医療機関の対応に対して

- ◇ 受診者に対しては申し出に感じられない理由、時間がかかる理由について、可能な限り丁寧に説明する必要があると考えられる。

【※注】 ◎ 医師法 第19条（応招義務等）

診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

〔※〕第2項は診断書等の証明文書の交付義務を規定したものである。医師の発行する証明文書は、官公署に対する添付書類として、また保険金請求等の証明として社会的に重要性が強いので、その発行を医師の恣意に任せず法的な義務としているものである。

事例 03：自分のレントゲンフィルムを借りたい

レントゲンフィルムを医療機関が貸してくれない。
フィルムを借りて他の病院で診てもらいたい。

キーワード：カルテ開示、個人情報保護法、インフォームド・コンセント、診療情報、レントゲン、セカンドオピニオン

【医療安全相談センターでの対応】

診療情報の開示は進んでいるが、患者がレントゲンフィルムの貸し出しを要求した場合、フィルムの所有権や管理上の理由により断られる可能性がある(1)。その場合は、次に受診した医療機関から前医に対し、貸し出しを依頼してもらうよう助言した。

なお、レントゲンフィルムも診療情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるため、本人の求めに応じ原則として開示しなければならない。

医療機関からの要請にもかかわらず前医がレントゲンフィルムの貸し出しを拒否するようであれば、県医師会の苦情窓口に相談することを勧め(2)、電話番号を伝えた。

【コメント】

○センターの対応に対して

(1) レントゲンフィルムについても診療情報の一部であり、原則、開示の対象となる。医療機関には診療録等の保存義務があるので、返却が保証できないこと等の理由から貸し出し対応ではなく、フィルムのコピーによる対応や医療機関間での貸し出し対応をとる場合もある。本事例のようにそういった提案が医療機関から相談者になされていない場合は、相談者の了解を得た上で保健所を通じ、医療機関に対し指導を行ってもらっても良かったのかもしれない。

(「3 インフォームド・コンセント」事例04 (P42) も参照下さい。)

(2) 医師会の相談窓口の紹介とあわせ、当相談センターへ再度連絡するよう伝えることもできた。

○医療機関の対応に対して

◇ 原則、開示の対象と認識したうえで、貸し出しできない正当な理由についての説明が必要である。代替案があればそれについて説明したほうが良い(別の医療機関からの貸出し要請なら受けられることなど)。